

令和2年第3回尾鷲市議会定例会会議録

令和2年9月24日（木曜日）

○議事日程（第6号）

令和2年9月24日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第64号 財産の取得について（教育用端末等調達）
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 3 議案第53号 尾鷲市移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の
制定について
- 日程第 4 議案第54号 令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議
決について
- 日程第 5 議案第55号 令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予
算（第2号）の議決について
- 日程第 6 議案第56号 令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正
予算（第1号）の議決について
- 日程第 7 議案第57号 令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）
の議決について
- 日程第 8 議案第58号 令和元年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第 9 議案第59号 令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 日程第10 議案第60号 令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第61号 令和元年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第12 議案第62号 令和元年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第63号 令和元年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の
処分及び決算の認定について
- 日程第14 議案第64号 財産の取得について（教育用端末等調達）
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第15 報告第 6号 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）

(報告、質疑)

日程第16 発議第 8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

日程第17 発議第 9号 国土強靱化の継続・拡充を求める意見書について

日程第18 発議第10号 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書について

(提案説明、質疑、討論、採決)

○出席議員(12名)

1番 三 鬼 孝 之 議員	2番 内 山 將 文 議員
3番 奥 田 尚 佳 議員	4番 楠 裕 次 議員
5番 上 岡 雄 児 議員	6番 三 鬼 和 昭 議員
7番 村 田 幸 隆 議員	8番 仲 明 議員
9番 小 川 公 明 議員	10番 南 靖 久 議員
12番 野 田 拓 雄 議員	13番 濱 中 佳 芳 子 議員

○欠席議員(1名)

11番 高 村 泰 徳 議員

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
会計管理者兼会計課長	平 山 始 君
政策調整課長	三 鬼 望 君
総務課長	竹 平 専 作 君
財政課長	岩 本 功 君
防災危機管理課長	神 保 崇 君
税務課長	仲 浩 紀 君
市民サービス課長	宇 利 崇 君

福 祉 保 健 課 長
 環 境 課 長
 商 工 觀 光 課 長
 水 産 農 林 課 長
 建 設 課 長
 水 道 部 長
 尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長
 尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長
 教 育 長
 教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長
 教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長
 教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監
 監 査 委 員
 監 査 委 員 事 務 局 長

内 山 洋 輔 君
 吉 沢 道 夫 君
 森 本 眞 明 君
 芝 山 有 朋 君
 内 山 眞 杉 君
 佐 野 憲 司 君
 尾 上 廣 宣 君
 徳 井 良 成 君
 出 口 隆 久 君
 山 口 修 史 君
 三 鬼 基 史 君
 植 前 健 君
 福 本 和 行 君
 野 地 敬 史 君

○ 議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長
 事 務 局 次 長 兼 議 事 ・ 調 査 係 長
 議 事 ・ 調 査 係 書 記

高 芝 豊
 北 村 英 之
 相 賀 智 惠

[開議 午前 9時58分]

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、会議は成立をいたしております。

本日の欠席通告者は、11番、高村泰徳議員は病氣療養のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第6号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、12番、野田拓雄議員、13番、濱中佳芳子議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第64号「財産の取得について（教育用端末等調達）」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長（加藤千速君）登壇]

市長（加藤千速君） それでは、今回追加議案として提案しております議案第64号「財産の取得について（教育用端末等調達）」について説明いたします。

お手元に配付の令和2年第3回尾鷲市議会定例会議案（追加分）の1ページを御覧ください。

議案第64号「財産の取得について（教育用端末等調達）」につきましては、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、教育を支える学校環境を実現するため、GIGAスクール構想に伴う児童・生徒用の教育用端末等の財産を取得するに当たり、予定価格が2,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 御異議なしと認めます。よって、議題の議案は所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで、暫時休憩をし、付託されました議案の審査をしていただくため、第2、第3委員会室において行政常任委員会を開催していただきます。

なお、委員会終了後、本会議を再開いたしますので、よろしくお祈りをいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

[休憩 午前10時01分]

[再開 午前10時54分]

議長(村田幸隆議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3、議案第53号「尾鷲市移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定について」から、日程第14、議案第64号「財産の取得について(教育用端末等調達)」までの計12議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました12議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

[10番(南靖久議員)登壇]

10番(南靖久議員) それでは、委員長報告をさせていただきます。

これより、行政常任委員会における議案審査の経過並びに結果について御報告いたします。

当委員会に付託になりました議案第53号「尾鷲市移住体験住宅の設置及び管

理に関する条例の制定について」、議案第54号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」、議案第55号「令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第56号「令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第57号「令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第58号「令和元年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第59号「令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第60号「令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第61号「令和元年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第62号「令和元年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」、議案第63号「令和元年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」、議案第64号「財産の取得について（教育用端末等調達）」、以上、条例制定が1件、補正予算関係4件、決算関係6件及び財産取得1件の計12議案について、去る9月11日から9月23日、さらに本日を含めた8日間にわたり、市長、副市長、教育長、会計管理者兼会計課長、病院事務長、水道部長並びに関係課長の出席を求め、それぞれの議案について、詳細なる説明聴取を行いました。

また、9月15日から始まった決算関係の議案審査の前に、代表監査から令和元年度決算審査意見書についての総評を受けた後に、5日間にわたり各議案について、補正予算同様に慎重に審査をさせていただきました。

その結果、議案第53号「尾鷲市移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定について」につきましては、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号から議案第57号の補正予算関連4議案のうち、議案第54号から議案第56号までの3議案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号「令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」につきましては、濱中佳芳子委員からリニアック更新事業における債務負担行為補正3億6,000万円を削除する修正案が提出され、質疑、討論のない中、委員会において、この修正案の採決を行った結果、賛成少数により修正案は否決となり、次に、原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案である議案第57号が可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号から議案第63号までの決算関連6議案につきましては、議案第62号「令和元年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」は賛成多数、残り、議案第58号、第59号、第60号、第61号、第63号の計5議案については、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に、先ほど追加議案として上程され、当委員会に付託になりました議案第64号「財産の取得について（教育用端末等調達）」につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査の中で、議案第54号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」のうち、2款総務費、2項徴税費、1目市税過年度分還付及び還付加算金については、本来、高齢者向けの優良賃貸住宅のうち、三重県の登録を受けたサービスにつき、高齢者向け住宅は、建物が新築された翌年度から5年間、固定資産税の3分の2が本来軽減されるものでありますが、今回補正計上された施設に対しては、通常の課税を行っていたことについては、平成27年度のおがまち特例による制度が変更される以前に建てられた施設であり、法人側、市担当者、双方の認識不足は理解できるものの、制度変更後に建設された他のサービスつき高齢者住宅において、当該施設についても再度確認をしておれば早期に返還できたのではないかとすることを指摘しておきたいと思えます。

また、議案第57号「令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」のうち、リニアック更新事業における債務負担行為3億6,000万円は、本年度3月定例会で説明を受けた入院患者の診療報酬の算定を出来高払いから定額算定方式のDPC病院としての参加や地域包括ケア病棟の稼働率向上を目指すなど経営改善を図り、東紀州の中核病院としての地域の方々が安全で安心して受診できる病院として、尾鷲総合病院新改革プランの取組を計画的に進めるための予算計上であるものと一応の理解は示すものの、事前に当委員会に設備投資計画、収支計画等の説明が一度もない中での予算計上は、全く理解に苦しむものでありました。

審査の中で、各議員より、リニアック更新についての患者見込みや事業計画の見通しの甘さ、コロナウイルス感染症の影響により病院収益が減少する中でのリニアックの更新事業に危惧する意見、また、CTスキャンやMRI等の検査機器を優先すべきであるとの意見が多く出されました。

少子高齢化が著しい本市において、地元で高度医療である放射線治療ができることは、リニアック治療を必要とする患者の方々やその家族にとっても、経済的

にも体力的にも軽減されるものであり、患者さんにとっては必要な更新事業であることは十分理解するものであります。

そのためにも、三重大学病院をはじめとして、他の病院とも連携を密にさせていただき、今後においてリニアック更新事業が病院経営に大きな影響を与えないよう、新改革プランに掲げた経営の改善、効率化を併せて進めていただくことを強く要望いたすものであります。

最後に、委員長として、今回提出されました議案第57号、病院事業会計補正予算の債務負担行為、リニアック更新事業に伴う3億6,000万円の予算計上については、病院改革プランの中で示されているものの、今年度に入ってからも当委員会にその計画の方向性や東紀州全体でのリニアック治療を必要とする患者動向の現状すら一度も報告することなく、唐突に債務負担行為として補正計上した手法は理解し難く、私、38年間の議員生活の中で一度も経験したことのない予算計上の在り方であり、予算を審査する委員長として執行部に対して強い不信感を抱きました。

いまだ終息の兆しが見えてこないコロナ感染症が蔓延する中で、地域医療の担い手である当病院におかれましても、コロナ禍の影響が病院経営に及ぼす影響も少なくはなく、この先不透明な病院経営が続くことが十分予測されます。

尾鷲総合病院の充実は、市民の命の安全と安心を守るだけでなく、まちづくりの根幹としても必要不可欠な病院であることは申すまでもありません。

しかし、今回のあまりにも唐突な予算計上を許したことは、行政常任委員長として、全て私の不徳の致すところであり、委員会のメンバーにリニアック更新事業について、十分な審査や調査ができなかったことに対し、委員長としての不手際を深くおわび申し上げまして委員長報告といたします。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

執行部に申し上げたいと思います。ただいま委員長の報告にありましたように、執行部においては、議案等の提出については十分慎重に、そして、議会の立場を十分御理解いただいて提出いただくということを強く求めておきます。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。

討論はございませんか。

13番、濱中議員。

〔13番（濱中佳芳子議員）登壇〕

13番（濱中佳芳子議員） 議案第57号「尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」、反対の立場で討論をいたさせていただきます。

リニアック導入そのものについては、がん患者の方々のことを考えると、近くにあることで負担軽減を図れることから、否定するものではありません。ただし、その時期を考えると、今ではないという強い思いがあります。

令和元年度病院事業決算において、顕著な資金不足が確認されました。単年度黒字決算がクローズアップされていますが、あくまでも現金を伴わない帳簿上の黒字であり、資金不足比率が解消されておられません。違法でないにしても、目的を持って借り入れされた資金を支払いに回して急場をしのぐほどの自転車操業になっております。

改革プランにのっとりたケア病棟の収入増加を加味しても、それを解消するに至っておらず、今年度導入のDPC制度も、コロナ禍の収束が不透明な今、患者数の減少で期待できなくなっていて、補正で医業収益が2億を超える減収になっております。

資金調達のための唯一の借入金である一時借入金は、7年間年度末に解消されておらず、支払いごとにとっても苦しい状況に陥っています。今年度は、電子カルテの整備で既に3億5,000万が予定されています。リニアック導入をすれば、令和5年度から同時に返済が始まることから、支払い資金の増加が一気に大きくなると言われております。

現在、検査機器のMRIやCTスキャンの老朽化が著しく、稼働しているとはいえ、いつ故障、停止してもおかしくない状況にあるという報告を受けております。国からも、国民の健康維持のため、予防医学に力を入れて、検診の重要性が言われております。さらに、三重県の地域医療構想において、尾鷲総合病院の力を入れるべき疾患の脳卒中の対策には、その予防段階の脳ドック、初期診断においてMRIやCTスキャンが欠かせないものとなっています。

機器の整備の優先順位を考えても、リニアックが先にされる理由が理解できません。今後の資金繰りに窮することが起きれば、これら後回しになっている機器

の導入が危ぶまれるおそれが発生します。

公営企業は、原則独立採算制であります。幾つかの要件について税金が補填されることが認められていて、尾鷲総合病院においても、市民が一番望む365日24時間の救急医療が維持されること、小児科や産婦人科などに未来に向かい、たとえ不採算でも支えなければならないことに使うものであり、支払い資金の穴埋めにするものではありません。その一般会計からの繰入れも、尾鷲市本体の財政が危機的状態であり、いつまでも潤沢に準備できないと思われま

す。今回の事業予算の財源が全て借入れによるものであり、1億円が過疎債で充てられることになっていることも危惧する材料です。合併をしなかったことで、これ以外に有利な条件の起債を持たない当市では、病院だけでなく、一般会計においての事業の財源として、これまでも慎重に細かく配分されてきています。

過疎債の当市割当てが、ハード分で約2億円、そのうち既に5,000万円前後が病院の機器整備に使われてきております。残りの1億5,000万円で一般会計を賄ってきていたものが、さらに病院に回すことになれば、一般会計の事業の変更を求めることになり、病院でも過疎債全てをリニアックに使えば、その他の機器の整備において条件の悪い起債を使うしかなく、さらに負債が膨らむことになると思われま

す。一般会計では、今後、大きな財源を必要とするごみ焼却炉整備、市民体育館、学校給食、火葬場、野球場の移転、新モデルなどのめどが立っておりません。過疎債では、道路補修などの日常生活に直結の市民要望を受け止める財源にも使われております。それらに支障を来すことは明らかではないでしょうか。

リニアック導入を維持する上で、稼働率の向上は必須であることから、様々な観点から質問をしてきましたが、一つとして明快な回答をいただけなかったと思っております。数字においても、統計的なデータを用いた期待値でしかなく、その数字が尾鷲総合病院に当てはめられる付加価値を持った計画は一つも明示されておりません。そこまで心配するがん患者さんに対して負担軽減の補助を提案いたしました

ましたが、それも否定なされました。事業には、まず始めてみよう、やりながら修正するというやり方ができるものがあることは理解しております。でも、今回のような状況で、お試しをする余裕はないと思います。用意周到に準備をして、慎重な計画が必要であると思っております。

市長のおっしゃる責任を取るとは何なのか。

国は医療費削減に躍起になっております。赤字体質の公立病院に改革プランを求めている、その内容には、病院の統廃合や縮小、指定管理制度の導入が求められております。

幸か不幸か、尾鷲総合病院は、地域性が考慮され、紀南病院との統合は不可能とされておりますが、今後、縮小される可能性を残しております。小さくなる病院に医師の確保は難しくなり、それこそ救急医療の維持が一番先に危ぶまれることになると思います。

現に、稼働率の低下や看護師不足から、病床数の削減が始まっております。許可病床数の削減になれば、交付税の算定を減らすことになり、さらに、市全体に関わる交付税の配分は減額されます。

人口減少により、交付税も今年度の国勢調査によって減らされることから、市の収入は減る一方であります。病院に求められる機能を失うことになれば、誰のどんな責任においても償うことのできるものではないと考えます。

冒頭に述べましたリニアックの導入を否定しない、あればよいに決まっている、市民の方々のほとんどがほぼ同じ思いでおられると思います。ただし、市民の皆さんに現在の財政状況を正しくお伝えした上で尋ねればどうでしょうか。大見出しで黒字経営と示されたものだけを見て、安心されてはいないでしょうか。市民との懇談をする中に、不都合な真実を隠したままの陳情を受けてはいないでしょうか。

市長公約であるからとの発言に対しては、その公約をつくった時点で、尾鷲総合病院の経営状況を熟知された上でのものであったのか、不信感を感じてしまいます。公約を果たすために、このような冒険とも思える決断の片棒を担ぐ自信が私にはありません。

いま一度、市民の望む病院の在り方を確立して、資金不足の解消をする。病院を維持するための体力を整えて、人手不足の中、日々激務に励まれる現場スタッフが安心して患者に向き合える状況をつくり、市民の信頼にしっかり応えられる病院づくりが先決であると思います。

見通しのつかないコロナ禍にあえぐ今は、慎重な検討を重ねてしっかりとした計画をつくる時期であり、見切り発進をするべきではないと思うことから、今回の債務負担行為に異議を唱えて反対討論といたします。

どうか皆様、いま一度よくお考えになり、私の討論を受け止めていただいて御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 次に、賛成の立場からの討論、ございませんか。

三鬼和昭議員。

〔6番（三鬼和昭議員）登壇〕

6番（三鬼和昭議員） 議案第57号「令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」、賛成の立場から討論させていただきます。

同議案に対する討論については、令和3年度に予算執行されるリニアック更新事業として追加された第5条の債務負担行為、限度額3億6,000万円であります。

現在、尾鷲総合病院のリニアックは平成28年4月から稼働を停止しており、放射線治療を必要とされる方は、県内、中勢地区等へ通院や入院を余儀なくされております。患者さん本人や御家族からリニアック更新による放射線治療の再開を強く望まれておられるのも現状でございます。

しかしながら、事業会計のなせる財政運営で表現いたしますと、平成22年度から約6年間に収入を上回る修繕等の損失が増え、21年度まで保有していた現金の減少とともに一時借入金の増加、それに、自治体であってはならない支払い遅延を起こしたりして、この間、病院経営をめぐる経理を担当していた当時の総務課長が定年を待たずに退職するなど、病院経営を改善するための病院事務長の人事、そして、地方自治体が経営する公立病院として国が策定した新公立病院改革プランに沿った病院経営が始まっております。

現在、コロナ禍の状況ではありますが、尾鷲総合病院改革プランにおいて見直しを行った取組のうち、療養病棟を地域包括ケア病棟に転床したことにより、令和元年度では前年度比で約2億3,000万円の増収となっており、今後もより経営改善を望むものでありますが、この国が示す新公立病院改革プランを作成するためのガイドラインには、目指すべき公立病院の役割について、公立病院として望まれる役割として、山間、僻地、離島など、民間医療機関の立地が困難な過疎地域等における一般医療の提供や、救急、小児、周産期、災害などの不採算特殊部門に関わる医療の提供などがあり、さらに、地域の民間医療機関では限界のある高度先進医療の提供とあり、紀北町さんからの抛出も、これらを御理解していただいたものと理解して、そして感謝していますが、他方では、リニアック更新も、このガイドラインにあるように、公立病院だからこそ求められる医療でもあります。また、収支において、公立病院として不採算部門を採算部門が担ってこそ、総合病院の存在でもあります。

しかしながら、2日間にわたって審査、審議した行政常任委員会では、病院経営に対しても、様々な意見があったことは紛れもない事実でございます。

このことは、尾鷲市議会基本条例第7条で政策形成過程の説明要求を明記しておりますが、地方自治の根幹である2元代表制を鑑みれば、市長自らが提案する計画、政策、事業等について、論点を明確にし、政策水準の向上と市民への公開のための行為、いわゆる政策推進の段階で委員会開催要請を怠ったと言っても過言ではないのかとの思いや、ましてや、来年改選であるということも踏まえると、もっと丁重な議会対応、議会対策をすべきではなかったかとあえて苦言を呈します。

また、私以外の賛成議員におかれても、コロナ禍という現状の中で、公立病院の役目と経営について、医業収益を上げることは安易でないものと考えられておると想定されますが、医療現場の皆さんの懸命な取組と、医療にかける熱意を持って医療収益を上げるべき努力をいただいていると思うと感謝の言葉しかありません。

私事ですが、2015年にかかりつけ医の先生のしばらく血液検査をしていないからとの検査結果から、赤血球の減少が見られ、後日、胃と腸のカメラ検査を受けたところ、既に進行性のがんでリンパへの転移が見られると、切られる胃がんとであると検査後に宣告され、その後、尾鷲総合病院で摘出手術、1か年の抗がん剤投与治療を受け、定期検査も行ってきたところですが、がんとの宣告は想像できないくらい恐怖感をもたらせるものでございます。

この恐怖感は、乳がんと診断された尾鷲総合病院で、ほぼ停止前のリニアック治療でがんの進行を止めていただいたという輪内地区の女性より、私は命が助かった、ほかの人の命も助けてあげてほしいとリニアックの更新を訴えられた経緯がございます。

審査前に南委員長の提案でリニアック室を視察したとおり、経営は大変であるが、新規医療事業の開始ではなく、病院内にある施設の医療機器の更新であることから、可能な限り市民の要望を受け止めることが、先ほど述べた公立病院の役割と考え、この命を救う施策、いわゆる命の政策である第5表リニアック更新のための債務負担行為を含む議案第57号「令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」、賛成討論とさせていただきます。御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（村田幸隆議員） 次に、反対の立場からの討論はございませんか。

3 番、奥田尚佳議員。

〔3 番（奥田尚佳議員）登壇〕

3 番（奥田尚佳議員） 私は、「令和 2 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2 号）の議決について」、反対の立場で討論に参加させていただきます。

先ほどからも議論になっておりますように、債務負担行為に計上されておりますリニアック更新事業についての反対ということです。

今回、債務負担行為ということで、令和 3 年度限度額 3 億 6,000 万円が計上されたわけなんですけれども、この債務負担というのは、後々こういう債務を認識しなければいけませんよと。ですので、継続的な事業であって、今回でも看護着の賃借というのがありまして、それが令和 2 年度で契約が一旦切れるので、令和 3 年度以降の債務負担行為というふうに上げるというふうになっているわけで、全然継続的なものではありません。

執行部としては、リニアック更新事業なので継続だということなのかもしれませんが。でも、リニアックはもう平成 28 年 3 月に稼働を停止しております。

ですので、今回も、この令和 3 年度を上げていくとしても、5 年経過するわけですね。ということは、5 年間があるということは、今回のリニアックの事業というのは、新規事業ではないかと。間違いなく新規事業でございます。

ですので、それを考えると、この債務負担行為というのは、僕は間違いじゃないかと。こんなことを債務負担行為で上げると、債務負担行為って本当にこれまでも尾鷲市議会、何回かありますけれども、債務負担だから本予算のときにしっかり議論しようやというようなことがあって、私も質疑のときに内訳を聞いたら、内訳もはっきり答えなかった。今後の入札の関係がありますとか、ごまかされるんですね。それで、本当の予算の審議のときには、もう債務負担行為を審議して認めているじゃないかというようなことで、本予算をあまりきちっと議論しないままに進んできている。

例えば、この市役所の耐震補強工事なんかもそうですよね。去年の 1 月の十何日でしたか、臨時議会を開いて、440 万ぐらいですか、の債務負担行為を上げて、調査が必要なんですよと。

あれもちょっと僕はおかしいと思っているんですけど、結局、当初予算で 6 億のうち 2 億 4,000 万でしたかね。3 億 6,000 万は次の年ということでしたけれども、上げてきて、そのときにも、もう債務負担、議会を通ったので、もう予算審議もじゃあないなと。きちっとした議論をしないまま、耐震補強工事が始

まってしまう、それから、また追加予算、追加予算、2回あって、アスベストが出てきたとか、思わぬ、アスベストが出てきましたとかいうのはありましたけれども、もう既に2回追加予算が出てきている。でも、もう債務負担を認めてしまっているから、ずーっともうきちっとした議論はせずに進んできてしまっているという状況なんですね。

だから、それに僕は、加藤市長は味をしめたのかなというふうな気がしてならないんですけども、断定はしませんけど、そういうことがあったので。

30年2月のときには、予算を上げて3日後に取り下げましたけど、今回は、予算を直接上げるんじゃなくて、債務負担でいこうと。これやったら、曖昧な説明でいけるなというような、どうしてもそういうふうに勘ぐってしまうんですね。それだけ議会がなめられているんじゃないかと僕は思うんですけども。

それで、やっぱり僕は、この債務は間違いじゃないかという理由のもう一つは、事務長は、これ、南委員長からも注意されていましたがけれども、新改革プランに載っているから、載せているでしょうと。だから、それに基づいて債務負担行為でいくんですという説明をされましたけれども、新改革プランは別に議会は承認していませんよ。議決していません。

報告は受けましたよ、3月。報告は受けていますけど、この尾鷲市議会の尾鷲市としての最高意思決定機関である尾鷲市議会は何の議決もしていません。その議決もしていないのかかわらず、新改革プランにあるじゃない、入れておいたじゃないですか。だから、債務負担です。やらなあかんでしょう。やるのが当たり前じゃないですか。

いや、それは、僕は全然違うと思うんですよ。新改革プランを盾にするというのは、完全におかしい。

だったら、3年前、これ、3年前、平成29年3月に第1回目をつくってしまっただけですけども、そのときに、DPCのDの字もないんですよ。ないにもかかわらず、今年度、DPCの準備をしてきて、それで、今年度、4月からDPCが導入されている。制度ががらっと変わって、今、病院が変わっているわけですね。

都合のいいときには新改革プランだといって、前には、いや、新改革プランは単なる計画ですよと。そういうDPCのことを言うとね。計画を見直すこともあるんですよという言い方をして、今回は新改革プランに載っているんだから、認めるのが当たり前じゃないですかみたいな。

それは、僕はないと思うですよ。それなら僕はもう議会は必要ない。単なる

報告機関で終わるんでしたら、本当にこの議会の意味がない。僕はそういう気がするんですね。

だから、今回のこの債務負担行為の計上というのは、僕は間違いであると、僕なりに解釈しております。

それで、だからこそ、僕は、8月24日に議会運営委員会でベテラン議員が猫だましのようなものだ。相撲でいうばんという、立会いで顔の前でばんとたたくやつですね。びっくりさせる。それでちゃんと相撲を取れずに負けてしまうということが結構ありますけど。そういう猫だましという言葉が出るということは、やっぱりこれは、これまでの、先ほど南委員長も厳しい委員長報告がありましたけど、やっぱりおかしいんじゃないかと、これは。

こんな何でもありの状況の中で、僕らも来年選挙です。議会、ちゃんとやってくれと、議論してくれと言われている状況の中で、また僕らは厳しい審判を受けるのかなと、これ。

尾鷲市民の方、かなりシビアです。皆さん、3年前の選挙を見たばかりじゃないですか。新人議員に票がぱーっと流れた。現職議員は何をやっておるんやと。おまえら、要らんと。そういうのを僕らも厳しく言われました。

だから、そういうふうなことがある中で、やっぱりきちっとした議論をして、結論を出していく。やっぱり尾鷲市の将来を考えて、今、この新型コロナのこんな状況の中で、収益も落ちている状況の中で、新改革プランに計上してそのとおりにやるんだって言ったって、もう収益自体が狂っているわけですよ。

医業収益が、もう4月から7月までの4か月間を基に計算したら、40億1,000万が37億8,000万、2億3,000万円以上狂ってくると、4か月ですよ。まだ今年8か月あるんですよ、今年度。まだ落ちると思うんですね。

今回は、都合よく県のほうからの補助もありました。補助金もあったので、コロナ禍、尾鷲市がコロナ患者を受け入れる体制になっているということで、そういうことで1億円もらっていますけれども。

それでも、費用の減額もあるにしても、収益に伴う。それでも、当期純利益ベースで、もう既に4,000万円以上狂っているわけですよ、4,000万円以上ね。まだ狂ってくるでしょう、どんどん。このコロナというのは、いつ終息するかも分からない。こんな状況であるということですね。

それで、過去を振り返ってみると、平成28年3月に稼働を停止しているわけなんですよけれども、このリニアックというのは、耐用年数6年です。当時、平成

28年3月のときに、病院のほうから出された試算によると3億4,000万ぐらいでしょうと、総額ね。全額借入れて、7年間ずっと赤字ですと。修繕費、入れずにね。

だから、非常に今難しいと、これ、岩田市長の時代ですね、という判断をされて、翌年の29年3月、議会も、私、予算決算常任委員長でしたけれども、いろいろ議論する中で、リニアック、やっぱりどうしても導入してあげてほしいなど。それはもう重々分かると。重々分かります。

でも、今の財政状況を考えたら、なかなか難しいなど。一時借入金もあるわけですね。一時借入金も何度も申し上げますけれども、普通の企業じゃ、借入れてできないものです、この一時借入金というのは。民間企業では倒産なんですよね、これ。その一時借入金の解消がまず先じゃないかと。3年半前ですか、議会で、これ、僕は、ベテランの方は分かっていると思いますけど、これが総意だったと思うんですね。

その後、市長選、市議会議員選挙がありましたけれども、その中で、市長は、リニアックはお金がなくてもやるんだと。お金がなくてもやるって、僕、どうやってやるのかなと思っていましたけど、結局は、説明を聞いていると、ただ単に何の工夫もなく、お金がないのにどんどん買う。

家庭で言うと、お金がないのにどんどん家電製品をクレジットで買うとか、借金して買う。車もいいのを買う。

それは、ないよりあったほうがいいですよ……。

議長（村田幸隆議員） 奥田議員、ちょっとまとめてくださいね。

3番（奥田尚佳議員） 分かりました。

そういう状況の中で、だから、僕は、結局、これはあったほうがいいに決まっていますよね、リニアックもね。

でも、そういう中で、結局は、ただ単に何の工夫もなくやるというのがお金もなくてもやるということだったのかなという気がして、非常に残念な状況なんですけれども。

それで、データに基づきますと、平成25年度から27年度、これの実患者数ですね、実患者数、リニアックを受けた。これ、尾鷲市民が18人、16人、23人です。順番に言うとね。全体の1日の平均患者数は5.3人、5.65人、5.4人です。

それが、平成27年の実績が出たにもかかわらず、5.4と、その27年の国

勢調査を基に計算したら6.6人だと。この時点で数字が狂っているわけですね、6.6と。5.4が6.6と水増ししている。

それが、この国勢調査って、平成22年のときには、東紀州7万9,000人余りいました。それが平成27年は7万1,000人ですよ。8,000人減っているんです。この10月1日、国勢調査がありますけど、まだまだ減るでしょう、これ。まだ1割ぐらい減ると思うんですね、これ、前回に比べて。そのことを何にも何も考慮していない。この人口減を。

それで、罹患者が増えているんですと。放射線治療の人が増えているんです。今、何人放射線治療を受けているのか。今、もともとがん患者が何人いるのか。放射線治療を受けている人が今何人いるのかという、それすらも把握していない。そんな状況の中で、1日平均10.8人、受けてくれるんですと。

これも、本当にもう平成27年の実績の倍なんですけどね。それで、収益も当時は2,700万なのに5,400万と倍で試算しているんですけれども。こんな試算の設備投資計画というものを御存じないのかと。

昨日も僕はかなり指摘しましたけれども、これ、別に誤解があるといけません、中小零細企業を僕はばかにするわけじゃないんですけど、中小零細企業ですらつくらないような都合のいい設備投資計画をつくってきていると。これが僕は、それがましてや行政ですよ、地方公営企業ですよ。行政があんなくさんな数字を並べて、これでいけるんですって。

僕は、市長は経営のプロだと言われているんですけれども、多分これは職員の方々、僕は批判するつもりはないですが、無理に数字をつくっているんだと思います、僕の感覚で言うと。つくられたんだと、市長にね。うまく、こういうふうに、つじつまは合わんけれども、何とかつくったのかなという、僕は印象を持っています。そういう意味では、職員が非常に僕はかわいそうだなという気がしてならないわけでございます。

それで、話が出ていますけれども、令和3年度、電子カルテ3億3,000万、上がっています。それから、令和4年度、MRIが9,900万ですから約1億。それから、令和5年はCT、ここも6,000万と。これだけじゃないですけどね。何億という、これだけでも5億ですけれども、何億という規模での設備投資がこれからも病院だけでも要するという状況でございます。

ですので、先ほど申し上げましたけれども、今回の補正予算で下方修正しています。当期純利益だけでも4,000万狂っている。

こういう状況の中で、そしてから、DPCですね。DPCが、これ、どうなんですかね。これ、濱中議員からの一般質問にありましたけれども、これは、僕が前から言っているように入院期間を短縮する制度なんですよ。それなのに、今までの医療機関、医療体制は変わらないんだという説明をずっとしてきている。

だから、僕はもうちょっと見極めて、これ、あと1年、2年、様子を見て、僕は、市民の方が分かってきたという状況の中で、かなりの不満が出てくると思うんです、不平不満が。

というのは、この3月の決算の数字を見ても、199床の一般病棟の稼働率は73%しかないんですよ。というのは145床、145床です、稼働しているのは。というのは、54床も空いているんですね。54床も空いているにもかかわらず、早く出ていってくれと言われるわけですよ。

ベッド、空いているじゃないですか。もうちょっと置いてくださいと言っても置いてもらえないですね、もう。そういう制度だから、これ。短縮していかないと、点数が上がらない制度ですから、DPCというのは。

そして、これ、療養病床を考えると、療養病床も56床、今ありますけど、これが63.5%、35床しか動いていないんですよ。だから、療養病床56床の中で21床が空いているんです。

だから、全体255床のうち、75床が空いているんですよ。3割はベッドが空いているにもかかわらず、早く退院してくださいね、早く出ていってくださいねって、どんどんこれから追い出されていくわけですよ。

そのときに市民の方はどう思うか。頼りにしている尾鷲総合病院なのに、ベッド、たくさん空いているじゃないですか。言っても、出ていってくださいと言われる。この辺も……。

議長（村田幸隆議員） 奥田議員、もう少し絞って話をしてください。

3番（奥田尚佳議員） 分かりました。

だから、そういうことの市民に対する説明、説明責任、情報開示、それから危機管理、そういうものがやっぱり僕は先だと思うんですね。そして、そういうのをやっぱりきちっと見極めていくということが、僕は大事じゃないかと思うんですよ。

だから、僕は、このコロナ対策、今、大事だと思いますし、それから、やっぱり最近よく聞くのは小児科ですね。小児科を何とか充実させてくれんかと、そういう話もよく聞きます。

ですので、やっぱり総合的に考えて、総合的に考え、今の優先順位ということを見ると、リニアックも導入してあげたいですよ、一日も早く。それはもう皆さん、同じだと思うんです。でも、今この状況の中でリニアックなのかと。

それで、加藤市長になって初めて数字が出てきたんですね、これ。だから、もう少し、僕は、これ、きちっとした数字を出してやるべきじゃないかと。

今、リニアックがあるのは、松阪が3か所ですか。伊勢に2か所の医療機関があります。新宮の市立医療センターにもあるわけなんですけれども。

こんなことを言うと怒られるかもしれませんが、やっぱり小児科なんかは、もうすぐ対応してもらわないけませんけど、リニアックにかかる方というのは、予約していくわけですよ。ですので、そういう意味では、僕は、交通費補助とか、それからマンスリーマンションを借りてあげるとか、それからいろんな補助をしてあげると、取りあえずは。

というのは、今、三重県には、地域緩和ケアネットワークというのがあります。これは、県内を四つの地域に分けて、在宅緩和ケアとか施設緩和ケアを効率に組み合わせ、がん患者に質の高い緩和ケアの提供を目指している活動でございます。これ、四つというのは北勢ですね。それから中勢伊賀、それから南勢志摩、それから東紀州と、この四つなんですけれども、皆さん、御存じのとおり、中勢伊賀は、七栗記念病院とか、そういうのがあります。南勢志摩におきましては日赤とか、そういうところがこういう緩和ケアということをきちっとやって、がん患者にきちっとした対応をしているという状況がございます。

それが、この東紀州は、特にこの尾鷲市の場合、この地域包括ケアシステムをきちっとできていない。僕は、まずその地域包括ケアシステム、生まれてから育って、看取りまで、安心安全な生活を送っていくということなんですけれども、その地域包括ケアシステムが、行政がリーダーであるにもかかわらず、しっかりできていない。全然できていないと、僕は僕なりに判断しているんですけどね。

そういう中で、まずは、僕は地域包括ケアシステムが先だと。リニアックをやるのも大事ですけど、その前に地域包括ケアシステムをきちっとして、こういう緩和ケアネットワークもきちっとしていくということがやっぱり大事なんじゃないかという気がしております。

それと、がん治療には、先ほど三鬼和昭議員が言われていました抗がん剤治療があります。放射線治療もあります。それから、分子標的治療薬を駆使する方法とか、いろいろあります。そういう中で、今、がん患者が増えているという話も

ありますけど、やはり副作用がどれもあるという話がありますよね。

だから、どの治療を受けるにも怖いなという人もいますし、それから、私の友人なんかで話をすると、今は免疫力が大事なんだと、免疫力。だから、重曹とかクエン酸を飲んだほうがいいんじゃないかとか。そういうことで免疫力をつけて、それが先だと。だから、がんになっても、免疫力をつけることをまず大事にしようということをおっしゃっています。

だから、私も最近、もし、それはがんの宣告を受けたら怖いかもしれませんが、僕はがん治療を受けないつもりでおります、僕はね。少なくとも僕は受けないと。そういう人も僕の周りには結構おるので、そういう人もおるんじゃないかなという気がするんですけども。

いろいろ申し上げました。最後にしますが、耐震が6億、市役所、そして、これから3億6,000万のこれがかかるということなんですけど、水道料金が令和4年度から上がるということが言われております。草刈りしてくれといってもなかなかしてくれないという住民の方々の不平不満の声、街灯一つつける予算もない。そういう状況の中で、老朽化した教員住宅も早く撤去してほしい……。

議長（村田幸隆議員） 奥田議員、リニアックにまとめてください。

3番（奥田尚佳議員） 分かりました。

そういうことで、あと体育館とか、そういうふうな財源が、いろいろこれから財源がないという状況の中で、やっぱり市民の方々に、これをやるにしたら丁寧な説明というのが僕は必要だと思う。今の説明だけでは、全然僕は不十分。これを市民に対して情報開示をきちっとしているとは、僕は言えないというふうに判断するわけでございます。

長々と申し上げましたが、これで私の反対討論とさせていただきます。御賛同いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 次に、賛成の立場から討論ございませんか。

8番、仲明議員。

〔8番（仲明議員）登壇〕

8番（仲明議員） 議案第57号「令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」の予算第5条の補正、債務負担行為のリニアック更新事業について、私は賛成の立場から討論をいたします。

まず冒頭に、先ほど債務負担行為についてのお話がありましたが、債務負担行為については、地方自治法214条で認められたものであり、執行部については

法に基づいてやっていると考えているので、ここについては、議論、討論を省略させていただきます。

リニアック更新事業については、令和元年9月定例会の行政常任委員会で、新改革プランの見直し中間案が示され、医療機器の更新計画の中で、令和3年度実施として計画をされています。また、令和2年3月定例会委員会資料に新改革プランの見直し最終案が提出され、病院事業会計のリニアック等を含む企業債元利償還金の推移、収支計画が見直しされ示されていました。

私は、さきの6月定例会で尾鷲総合病院の新改革プラン見直し版に基づき、一般質問をいたしました。地域包括ケア病棟とDPC制度移行による患者数と収益の見込み、リニアック更新事業による近隣病院との協議、稼働率を上げるための検討など、総合病院維持、継続のための医療環境整備等を質問いたしました。また、本行政常任委員会では、重ねて稼働率の重要性を質問し、その方向性を確認したところでございます。

さらに、紀南病院、松阪中央、伊勢西、三重大等の放射線治療連絡協議会発足を提案し、市長は、稼働率の向上と放射性医療の熱い情熱を市長から聞き取りました。

このように、リニアック更新事業については、これまで私なりに視聴し、質問を行い、必要性和市長の思いを受け取ったものであります。

リニアック更新事業により、尾鷲総合病院は東紀州地域唯一のがんの放射線治療ができる病院となります。今後、ますます東紀州の高齢化率は高まり、がん罹患患者数も増える予想もあります。

地元でがんの通院治療ができるリニアック更新事業に賛成するものであります。議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

9番、小川公明議員。

[9番（小川公明議員）登壇]

9番（小川公明議員） 議案第57号「令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の討論の焦点は、第5条の債務負担行為のリニアック更新事業であります。

現在の尾鷲総合病院のリニアックは、平成28年4月から稼働を停止しており、現在まで放射線治療の必要な方は、中勢地区への通院、入院を余儀なくされております。

放射線治療は、連続で照射する必要があるため、乳がんで摘出、切除手術をされた方は、通院で30回、ほぼ毎日受診が必要であります。交通費、宿泊費等の費用もさることながら、治療中の患者にとって、体力的、精神的につらいと思うのは私だけでしょうか。この東紀州で、尾鷲市で通院治療ができれば、どれだけの患者さんが安心できるかと考えると、リニアック更新の必要性を大きく感じているところであります。

先日、奥さんが放射線治療を受けられている方からお電話をいただき、リニアック、何とかできないかなど、要望というよりも切実な思いでおっしゃっている方もみえました。

今、人生100年時代と言われる中、2人に1人ががんに罹患すると言われており、また、コロナの終息が見えない中、今後はウイズコロナと言われる時代を生きていく中で、私が調べたところ、日本放射線腫瘍学会では、手術後の放射線治療では、免疫力の大きな低下はほとんどないとの見解を発表しており、放射線治療の重要性はますます高くなると思われまます。

また、現在、コロナ禍の状況ではありますが、見直しを行った尾鷲総合病院新改革プランの取組のうち、療養病棟を包括ケア病棟に転換したことにより、令和元年度は、前年度と比較して2億3,000万円の増収となっており、さらに、4月から参加したDPC払い方式により診療単価が増となるなど、着実に改革を進めていることが確認できております。

最後になりますが、尾鷲総合病院が地域の中核病院として、また、三重県がん診療連携病院としての住民の健康を支えていくためにも、リニアックによる放射線治療は必要不可欠なものと考えております。

したがって、議案第57号「令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」は賛成とさせていただきます。御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 他に討論の方はございませんか。

1番、三鬼孝之議員。

〔1番（三鬼孝之議員）登壇〕

1番（三鬼孝之議員） 議案第57号「令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」のうち、第5条の債務負担行為のリニアック更新事業3億6,000万円について、賛成の立場から討論させていただきます。

リニアック更新に関して懸念材料といたしましては、今後の病院経営に影響が

ないのかということであります。委員会で示されました収支計画では、病院経営に影響を及ぼす損益計算書では、ほぼプラス・マイナス・イコールで推移し、減価償却が終われば収益が可能との説明がありました。

一方で、気になるのがキャッシュフローでございますけれども、行政常任委員会の資料では、5年間の単年度では約1,600万円の赤字が継続しておりましたが、私自身でいろいろ計算しましたところ、10年間の収入と支出を計算しましたところ、6年目は、起債の償還が残るため、過去5年間と同様に推移をいたしますが、起債の償還が終わる7年目からは、損益収支と同様に修繕費を478万円計上しても、単年度で約1,500万円の黒字となり、その期間が継続すれば、10年目からは投資分を回収し利益も発生する計算になりました。この点におきましても、安心をしたところでございます。

なお、リニアック耐用年数でありますけれども、公営企業会計上は6年でありまして、メーカー等の話によりますと、リニアックの使用期間は10年から15年は使えるとのことのお墨つきもあるようであります。例えば15年間の利用となれば、8,600万円の利益も可能と考えております。

また、委員会で松阪地区のリニアックの状況も議論になり、3病院で4台の稼働となっており、全て採算ベースにのっとっているということでございました。松阪地区の……。

議長（村田幸隆議員） 三鬼議員、すみません。正午の時報のため中断いたします。

1番（三鬼孝之議員） 分かりました。

〔休憩 午前11時59分〕

〔再開 午後0時00分〕

議長（村田幸隆議員） 正午を過ぎましたが、会議を続行いたします。

どうぞ。

1番（三鬼孝之議員） 松阪地区の医療圏人口は22万7,000人で、それを4台で割りますと、1台当たり約5万7,000人で採算が取れることとなっており、東紀州の人口は現在6万7,000人であるため、この点においても、十分に採算が取れるのではないかと考えられます。

しかしながら、採算性もさることながら、いかにがん治療で頑張る患者さんにとって地元で放射線治療が受けられるということは、医療費に変えられない、尾鷲市の医療施策の重要な一つとも思っております。

以上のことから、リニアックの更新事業は必要と考えられるため、賛成の討

論とさせていただきます。御賛同くださるよう、よろしく願いをいたします。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第3、議案第53号「尾鷲市移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第4、議案第54号「令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第5、議案第55号「令和2年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第6、議案第56号「令和2年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第7、議案第57号「令和2年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

（起立多数）

議長（村田幸隆議員） 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第8、議案第58号「令和元年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第58号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第9、議案第59号「令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第59号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第10、議案第60号「令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第60号は委員長の報告のとおり認定する

ことに決しました。

次に、日程第11、議案第61号「令和元年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第12、議案第62号「令和元年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定とするものであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 多 数)

議長(村田幸隆議員) 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第62号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、日程第13、議案第63号「令和元年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決及び認定とするものであります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決及び認定することに決しました。

次に、日程第14、議案第64号「財産の取得について(教育用端末等調達)」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙 手 全 員)

議長(村田幸隆議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第15、報告第6号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」を議題といたします。

ただいま議題となりました報告第6号につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回追加提案しております報告第6号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」について説明いたします。

議案書の2ページを御覧ください。

報告第6号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、本年6月に発生しました自動車事故による損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

4ページを御覧ください。

事故の概要といたしましては、6月11日午前11時54分頃、環境課職員が一般国道42号、熊野尾鷲道路、新八鬼山トンネルを走行中に、落下物を踏み、ハンドル操作を誤り、道路施設の転落防止柵に損傷を与えたことにより、復旧費としての損害賠償額が決定したものであります。

以上で報告案件の説明とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告第6号に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） すみません。1点だけ教えてください。

この職員が運転していた車はどうなったんですか。

議長（村田幸隆議員） 総務課長。

総務課長（竹平専作君） 職員の運転した車ですか。車はし尿収集車両です。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） いやいや、どうなったかというの。修繕費とか、そういうことを聞いているんですけど。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） 大変申し訳ありません。修繕で対応しております。ただ、

金額はちょっと手元に、申し訳ないです。確認等できませんので、この場でちょっと御容赦ください。よろしくお願いします。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 手元にないって、結局、税金で賄うわけでしょう、これ、市民の皆さんのね。損害賠償額5万円ということですけど、5万780円ですか。車の修繕も保険で対応するにしても、これ、市民の方の税金じゃないですか。

お金がない、お金がないという状況の中で、事故したことはしようがないかもしれないけれども、金額ぐらいは把握しておくべきじゃないですか、課長、どうなんですかね。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） 本当に申し訳ありません。記憶が定かではありませんので、この場ではちょっと差し控えさせてください。金額のほうは確認をしておりますけど、ちょっと、もう失礼しました。申し訳ないです。

議長（村田幸隆議員） 記憶が定かじゃない。

いいですか。

3番（奥田尚佳議員） はい、すみません。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結をいたします。

次に、日程第16、発議第8号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」を議題といたします。

事務局長をして発議の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（村田幸隆議員） ただいまの議題の発議につきましては、提出者の提案説明を求めます。

10番、南靖久議員。

〔10番（南靖久議員）登壇〕

10番（南靖久議員） それでは、発議第8号につきまして、意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面をしております。地域経済においても大きな影響が及び、本年度はもとより、来年度においても、地方税、地方交付税など、一般財源の激減が避け難くなっております。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予測をされております。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税改正に向け、下記事項を確実に実施されるよう強く要望をいたします。

記、一つ、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに償還財源を確保すること。

一つ、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

一つ、令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予測されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

一つ、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理、合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、有効性、緊急性を厳格に判断すること。

一つ、とりわけ固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地、家屋、償却資産を問わずして、断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時、異例の措置としてやむを得ないものでありましたが、本来、国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置として権限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明にさせていた

だきます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御質疑ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第16、発議第8号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員であります。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決をされました。

ただいま可決をされました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

次に、日程第17、発議第9号「国土強靱化の継続・拡充を求める意見書について」を議題といたします。

事務局長をして発議の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（村田幸隆議員） ただいま議題の発議につきまして、提出者の提案説明を求めます。

1番、三鬼孝之議員。

〔1番（三鬼孝之議員）登壇〕

1番（三鬼孝之議員） それでは、発議第9号につきまして、意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

近年、令和元年東日本台風、令和２年７月豪雨など、激甚化、頻繁化する自然災害により全国各地で甚大な被害が発生しており、我が国にとって国土強靱化は依然として喫緊の課題である。

現在、令和２年度までを実施期間とする防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策（以下、３か年緊急対策）により、国と地方が一体となってハード、ソフトの両面から、防災・減災、国土強靱化対策を集中的に実施しておりますが、対策が必要な箇所はいまだ多数存在するため、中長期的視野に立って具体的目標を掲げ、取組の加速化、深化を図ることが極めて重要であります。

想定される大規模自然災害や南海トラフ地震などに対して、事前防災及び減災の取組を推し進め、市内の脆弱な社会インフラを整備し、機能を維持する必要はいまだ高いところであります。

また、地域住民の安全安心を確保し、大都市部への過度な一極集中から脱却するためにも、地方強靱化対策は必要不可欠であります。

よって本市議会は、国において、防災・減災、国土強靱化対策をより一層推進するため、下記の措置を講じることを強く求めます。

記、一つ、令和３年度以降においても、国土強靱化基本計画に基づき、中長期的な見通しの下、国土強靱化対策の対象事業を拡大するとともに、別枠予算による必要、十分な予算の確保など、対策の抜本的強化を図ること。

一つ、長寿命化計画に基づく戦略的な現有ストックの修繕や更新等の老朽化対策が確実に進められるよう、長期安定的に必要な、十分な予算を確保すること。

一つ、令和２年度で終了とされている緊急防災・減災事業や緊急自然災害防止対策等については、地方自治体の取組状況を踏まえ、適切に検討を行い、令和３年度以降も延長するとともに、地方の実情に沿ったより活用しやすい地方債制度にするなど、地方財政措置を充実すること。

一つ、社会資本整備、管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、国の地方整備局を含め、現場に必要な人員や体制の維持、充実を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するものであります。

よろしく御賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第17、発議第9号「国土強靱化の継続・拡充を求める意見書について」、
原案のとおり決することに賛成の方、挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（村田幸隆議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決をされました。

ただいま可決をされました発議につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

次に、日程18、発議第10号「地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書について」を議題といたします。

事務局長をして発議の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（村田幸隆議員） ただいま議題の発議につきまして、提出者の提案説明を求めます。

5番、上岡雄児議員。

〔5番（上岡雄児議員）登壇〕

5番（上岡雄児議員） それでは、発議第10号につきまして、意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

地方自治体のデジタル化の着実な推進を進める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について、様々な課題が浮き彫りになりました。こうした事態を受け、7月17日に閣議決定された世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画において、我が国をデジタル技術により強靱化させ、我が国経済を再起動するとの考えの下、国民の利便性を向上させるデジタル化、効率化の追求

を目指したデジタル化、データの資源化と最大活用につながるデジタル化、安心安全の追求を前提としたデジタル化、人に優しいデジタル化実現のため、本格的、抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示した。

また、政府の第32次地方制度調査会において、地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ地方行政体制の在り方等に関する答申が提出され、社会全体で徹底したデジタル化が進むことで、東京一極集中による人口の過度の偏住の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せている。

よって、国においては、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記、1、法令やガイドライン等により、書面や対面、押印が義務づけられているものについて、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。特に、マイナンバーカードの更新手続について、オンライン申請を実現すること。

2、情報システムの標準化、共通化、クラウド活用を推進すること。また、法定受託事務についても、業務プロセスの標準化を図り、自治体がクラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。

3、令和3年度から4年度に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて、導入時と同様の財政措置を講じること。

4、今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方公共団体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

よろしく御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） ちょっと質疑させていただきます。

今、新型コロナ禍の中で、新しい生活様式とか言われておりまして、こういうデジタル化というのは必要かなという気はしているんですけども、今回いろいろなコロナのこともあって、私は行政として、コロナ対策、きちっとやっていかな

きやいけないのかなという気はしているんですけど。

突然こういうふうな、分からないではないですが、7月17日の閣議決定がもとということなんですけど、もう少しもっと議論してもいいのじゃないかなと僕個人的にですね。

というのは、この文書を見ても、僕だけかもしれないですけど、横文字が多過ぎてよく分からない、訳が分からないところが結構ございまして、すみません、僕の勉強不足かもしれませんが、あまりにも横文字が多過ぎて、ちょっとどういふことなのかなというところが結構あるわけですし、これの求めることによって、デジタル化の着実な推進、どういうふうな地方自治体に対するメリットや、デメリットも当然あると思うんですね。その辺のところをもう少し検討した上での意見書であるべきかなという、個人的ですみません、僕の勉強不足かもしれないので、申し訳ないですけど、そういう気がするのと、この中で特にちょっと気になったのは、この一つ目のオンラインでいろいろできることに構築すべきだということはあるんですけど、特にマイナンバーカードの更新手続についてオンライン申請を実現することとありますけど、今、尾鷲市において、マイナンバーカードというの、どれだけ普及しているのかという、普及率もかなり低いという話も出ていますけれども、そういう中で、まずはいろんな意味で普及させていくということが先だと思うけど、更新手続ということ、ちょっと僕も、あれ、何で更新が先なんだろうなという、僕の勉強不足かもしれないですけど、読んでいてほかにいろいろと横文字が多過ぎて分からないところが結構あるんですけど。

突然こういうのをぱっと出されて意見書を出すんだと言われても、私としても、もう少し尾鷲市議会として議論を深めて、市民の方にも、こうこうこうなんですよと。こういうメリットがあつて、こういうデメリットもありますと、職員の方もそうだと思うんですけど、そういうふうな勉強会なり何かをした上でのほうが分かりやすいんじゃないかな。僕の個人的な思いなんですけど、その辺いかがでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） 議員の方からそういうお話があるとは思いませんでした。今、新聞、テレビ、どこのチャンネルを見ても、デジタル庁を新設すると。これからデジタル国家であるというのは、もう資料満載です。これが、もう今の現実です。

少しだけ説明すると、毎年、この世界最先端デジタル国家宣言・官民データ活用推進基本計画というのが、もう去年も作成されていますし、今年も作成されて

いるんですよ。こういうのはやはり、議員としては、少しは分かっていたいていないといけないと思います。

少し説明させていただきます。

今年の変更点は、コロナウイルス関連が追加されました。第一に、新型コロナウイルス感染症対策、そのものへのITデジタル技術の適用が急務である。なぜか。もうお分かりだと思います。ITを活用して、薬、今、薬がないですからね、感染症の。あと、情報も発信する。これはIT技術、第一です。

新型コロナウイルス感染症そのものへのITやデジタル技術の適用が急務である。治療薬やワクチンの開発、普及へのデータの活用、雇用、家計、事業を守るためのデジタルトランスフォーメーションの取組とともに、日常生活における接触機会削減においてもデジタル化による支援。これは隣におられる三鬼和昭議員がよく御存じだと思います。接触支援のアプリですね。こういうのが有効であるというふうに、今年の変更点になっております。

特に、前から私が言っておりますマイナンバーカード、尾鷲市は少ないです。紀北町は、三重県内でも5番に今度位置されました。隣の町でこれだけやっておられるというのを、やっぱり尾鷲市の市議会議員さんも十分認識をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） すみません、僕の勉強不足だと思いますけど。

ただ、私もこのデジタル化を進めるというのは、これは十分分かっているつもりなんですけれども、確かに、今、上岡議員が言われたように、デジタル庁の設置というのはあります。それは、僕は、今やっぱりコロナの状況の中で、先進国とかを見ていると、まだ日本は遅れている部分も確かにあるということも認識しているわけなんですけれども、そういう中で、デジタル庁の設置のほうは分かります。

それで、僕が言いたいのは、今、このデジタル、この着実な推進を求める意見書を上げるという、意見書というのは大きな意味ですね、これはもう。本来ならこれは、議会は満場一致であるべきであるという慣例があったと思うんですけど。そういう意味で、これ、急にぽんと出てきて、これを認めろと言われても、これを進めることよってのメリットは結構あると思いますよ、それは、今言われたように、別途考えればたくさんあると思うけれども、当然デメリットも出てくる

というふうなこともあると思います。

議長（村田幸隆議員） 奥田議員、討論の内容ですね。

3番（奥田尚佳議員） そうですね。

僕は感じているので、だから、もう少し市民の皆さん分かるように、やっぱりさっき申し上げたように、議員も職員の皆さんも分かるような形でもう少し議論した上で出されても、僕はそんなに遅くないんじゃないかなという気がしてならないんですけれども。

今すぐ出さないといけないあれなんですかね、この意見書というのは。全国の小さな自治体が全部出すんですかね。

議長（村田幸隆議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） 今年、給付金がありましたよね、10万円の。そのときの混乱、お分かりだと思います。特に、このオンライン申請がうまくいってれば、本当に1週間、10日で全部の皆さんに10万円が給付されたという実態もあります。特に名古屋とか大阪であれば、もう2か月も3か月もかかってしまったという状態があります。

昨年でしたか、お名前を出すと怒られるかもしれませんが、楠議員がRPOで質問されました。これもデジタル化の一つの大きな柱になっています。

ですから、もう以前から、このデジタル化というのは、議員の中ではよく御存じの方が多いと思います。ですから、もう遅いぐらいであると思いますので、ぜひ御賛同いただけるよう、お願いいたします。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 今話を聞いても、ちょっと説得力ないなという気がしてならないですけど、僕の個人的な感情です、すみません。

今、10万円の給付金のお話をされましたけれども、尾鷲市はもう99%払っているんですよね、99.7%でしたか。非常に早かったですね。5月中にももう払いましたもんね。

オンラインもあったと思いますけど、オンラインは二十数件じゃなかったかなという記憶が、ちょっと間違っているんだけど、二十数件ですよ。

これは、大阪や名古屋は、それは2か月も3か月もかかったと、オンラインの感じで、いろいろと不具合があって遅れたとかいうこともありますけれども。

ただ、尾鷲市の場合は、パソコンを使える人ばかりじゃないですからね。そういう意味でも、二十数件で非常に少なかったと思いますけれども、そういう状

況の中で99.7%、速やかにできたという。

だから、東京、大阪とは違うわけですね。だから、東京、大阪と比較して、そうだから、どうなんだ。だったら、尾鷲市としてどうなのかということをもうちよっと検証したほうが、東京、大阪がどうだからとか、大きな都市のために意見書を出すわけじゃないでしょう、これ。尾鷲市のために出すんじゃないですか。

だったら、もう少し10万円の給付金のことは速やかにいったと思うし、問題がなかったと思うので、もう少し僕は検討してもいいのか、個人的な考えです。すみません。

議長（村田幸隆議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） 何を言ってもそう言われるんですけども、今マイナポイントというのはあります。前回も私、言いましたけど、マイナポイントというのは、2万円で2万5,000円、これは尾鷲市、市民の方も取れます。

マイナンバーカードが遅いために、紀北町さんはもうかなりのパーセントになっていますが、尾鷲市の市民の方にも重要な部分になります。これをどんどんどんどん皆さんが使いやすいようにしていただいて、どなたでもマイナポイント、使えるような状態にぜひしていただけたらと思います。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第18、発議第10号「地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書について」、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙 手 多 数）

議長（村田幸隆議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、本件は原案のとおり可決をされました。

ただいま可決をされました発議につきましては、関係機関に意見書を提出する

ことといたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、1日の開会以来、本日まで慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会には、議案第53号「尾鷲市移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の制定について」をはじめとする議案12件、報告第5号「令和元年度健全化判断比率及び令和元年度資金不足比率の報告について」をはじめとする報告2件を提出させていただき、いずれも御承認を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中においていただきました様々な御指摘、御意見につきましては、今後十分留意の上、市政運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましては、御健康にはどうか御留意いただき、ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、簡単ではございますが、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（村田幸隆議員） 去る9月1日開会以来、長い間、誠に御苦労さまでございました。

これをもって、令和2年第3回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後 0時45分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 村 田 幸 隆

署 名 議 員 野 田 拡 雄

署 名 議 員 濱 中 佳 芳 子